

絶海中津『蕉堅藁』の作品配列について(三)

——七言律詩の場合——

朝 倉 和

はじめに

本稿は「絶海中津『蕉堅藁』の作品配列について(一)——五言律詩の場合——」(『古代中世国文学』第十五号所収)の続稿にあたる。今回も紙幅の都合で、とくに七言律詩(二三〇〜六八)に限って、可能な限りその詠作状況を明らかにし、配列順序について考えてみたい。ただし、六十番詩〜六十八番詩に関しては、以前言及したことがあるので、今回はその詩題と結論とを記すだけにとどめておきたい。『蕉堅藁』の引用は『五山文学全集』第二巻、作品番号は陸木英雄氏『蕉堅藁全注』(清文堂、平一〇)による。返り点は陸木氏前掲書、入矢義高氏校注『五山文学集』(新日本古典文学大系48、岩波書店、平二)、梶谷宗忍氏『蕉堅藁 年譜』(相国寺、昭五〇)等を参考にして、私に施した。

なお、本論に入る前に、絶海中津(一三三六〜一四〇五)の生涯のあらましを、再度確認しておく。使用した主な史料は、『仏智広照

淨印翊聖国師年譜』(以下、『仏智年譜』と略す)、『勝定国師年譜』(以下、『勝定年譜』と略す)、『蕉堅藁』、『空華日用工夫略集』(以下、『日工集』と略す)である。

○誕生——建武三年(一三三六)十一月十三日(一歳)

○京都修行期——貞和四年(一三四八)〜貞治三年(一三六四)

(十三歳〜二十九歳)

○関東修行期——貞治三年(一三六四)〜応安元年(一三六八)

(二十九歳〜三十三歳)

○中国留学期——応安元年(洪武元年、一三六八)〜永和三年(洪武十年、一三七七)(三十三歳〜四十二歳)

○九州静養期——永和三年(一三七七)〜永和四年(一三七八)

(四十二歳〜四十三歳)

○近江隠遁期——永和四年(一三七八)〜康暦元年(一三七九)

(四十三歳〜四十四歳)

○甲斐惠林寺住持期——康暦二年(一三八〇)〜永徳二年(一三八二)

(四十五歳〜四十七歳)

○関東再遊期——永徳二年(一三八二)〜永徳三年(一三八三)

(四十七歳〜四十八歳)

○撰津・讚岐・阿波隠棲期——至徳元年(一三八四)〜至徳三年(一三八六)

(四十九歳〜五十二歳)

○聲寺・等持寺・等持院・相国寺住持期——至徳三年(一三八六)〜応永十二年(一四〇五)(五十一歳〜七十歳)

○死没——応永十二年(一四〇五)四月五日(七十歳)

【注】絶海は近江、甲斐、摂津に赴く直前、短期間ながら京都に滞在していた。また、中国に渡る前も、一旦関東から帰洛していたと思われる。

一 『蕉堅菓』三十三番詩く四十六番詩

さて、これから『蕉堅菓』の七言律詩を見ていくのだが、論の進行上、便宜的に全体を四区分し、考察を加えていく。二十三番詩く四十六番詩の詩題を掲げる。

- ・【錢唐の懐古、韻を次す】(二首)(一三三)
- ・【中竺の全室和尚、京師より山に還る。詩を作りて以つて献す】(二四)
- ・【春日、北山の故人を尋ぬ】(二五)
- ・【定静庵に寄す】(二六)
- ・【耿郎中の薬を謝す】(二七)
- ・【永安塔を拝す】(二八)
- ・【徑山の全室和尚の京に入るを聞きて作る】(二九)
- ・【祚天元の京師の書至る。喜びて寄する有り】(三〇)
- ・【歳暮の感懐、寧成甫に寄す】(三一)
- ・【南山の新居に故人の荀若を持して贈らる。遂に之を留めて宿せしむ】(三二)
- ・【新秋に懐ひを書す】(三三)

・【山居十五首、禅月の韻に次す】(三四)

・【郷友志大道、金陵にて病ひに臥す】(三五)

・【趙魯山々人の錢唐より越中の旧隠に帰るを送る】(三六)

・【岳王の墳】(三七)

・【姑蘇台】(三八)

・【多景楼】(三九)

・【雲上人の錢唐に帰るを送る】(四〇)

・【迪侍者の天台に帰るを送る】(四一)

・【四明の館駅にて龍河の猷仲徹に簡す】(四二)

・【簡上人を悼む】(四三)

・【端侍者を悼む】(四四)

・【元章の日本に帰るを送る】(四五)

・【戒壇の無溢宗師に寄す】(二首)(四六)

先に結論から述べると、ここに挙げた詩はすべて、絶海が中国に留学している時に詠まれたものであろう。

まず詩題から判断できるものを見てみる。二十三番詩、二十四番詩、二十九番詩について。二十三番詩は、季潭宗泐(全室和尚、一三一八〜九一)の『錢唐懐古』(二首)(一)、『全室外集』(卷之下所収)に次韻したものである。

二三 錢唐懐古次韻(第一首目)

絶海中津

天目山崩炎運徂。東南王氣委平蕪。鼓聲聲震三州地。歌舞香消十里湖。古殿重尋芳草合。諸陵何在斷雲孤。百年江左風流尽。

小海空環旧版図。

錢唐懷古（第一首目）

季潭宗勃

欲識錢塘王氣徂。紫宸宮殿入青蕪。朔方鏖騎飛天鴈。師相樓船宿裡湖。白雁不知南國破。青山還傍海門孤。百年又見城地改。多少英雄屈霸圖。

『仏智年譜』や『勝定年譜』を概観すると、

○応安元年戊申。師年三十三歳。大明洪武元年二月。航溟南游。

寓抗之中竺。依全室禪師。禪師甚器重之。命俾作燒香侍者。後復又転藏主。（中略）師嘗自謂曰。余入大明。最初依清遠於道場。以侍局命。辞不就。遂依中竺季潭和尚云。（下略）

○（応安）四年辛亥。是歳登徑山。省全室和尚。延以後堂首座

一。師辞不就云々。

（以上『仏智年譜』）

○三十八歳。再参天界全室。清遠和尚作偈送之。序曰。云々。

偈有三東海扶桑樹。西天甘露種之句。

（『勝定年譜』）

という記事があり、絶海が在明中、中天竺寺や徑山、天界寺に住した季潭に師事したことがわかる。したがって、これら三首は、中国での作であろう。絶海は大慧派の季潭らと交わることによつて、大慧派の家風―四六駢儷文体（蒲室疏法の使用の徹底化と、純文芸詩文）の賞翫―を継承し、日本に伝えた。『錢唐』とは現在の浙江省の杭州市地方、「中竺」とは中天竺寺、「徑山」とは、中国五山第一の徑山興聖万寿禪寺のことである。

二十八番詩と三十八番詩について。「永安塔」は靈隱寺（中国五山第

二）の永安院の傍らにあり、『輔教篇』を著した明教契嵩（一〇〇七、七二）が祭られている。姑蘇台は呉王夫差が西施と遊んだ所である。『勝定年譜』には、

三十三歳。拜永安塔。訪和靖旧姑蘇台。

という記事があり、絶海が洪武三年（応安三年、一三七〇）に兩名所を訪れ、詩を吟詠したことがわかる。

三十五番詩と四十五番詩について。「志大道」とは大道得志、「金陵」とは江蘇省の南京市、「元章」とは元章周郁のことである。『日工集』を見ると、

○九日、如龍・如進二侍者来、出業子建書、々中説、葺椿庭回目唐、志大道在天界寺、津要闕杭之中竺、端介然臥病明州翠峯、

（応安六年正月九日条）

○（上略）大明開国、僅十一年、天下雜道諸寺觀、大半遭火未復、兩浙五山、徑山・靈隱火後淒涼、徑山尤甚、居僧不滿百人、得志侍者患是逃販、路遭官禁、束縛追捕歸王城、至杭州而死、江西廬山南北仏舎殘破、百無一存者、（下略）

（永和三年九月廿三日条）

とあり、大道が洪武六年（応安六年、一三七三）頃、天界寺建康府、南京に在ったこと（その時、絶海は中天竺寺）、洪武十年（永和三年、一三七七）頃、火事で荒廃した徑山（杭州臨安府）から逃れ帰ろうとして、政府の禁令により束縛追捕され、王城（南京）に送られる途中、

杭州にて客死したことがわかる。また、同日記によると、元章は応安四年(洪武四年、一三七二)五月一日に京都、永和元年(洪武八年、一三七五)七月廿五日に近江金剛寺にそれぞれ所在を確認することができるので、絶海の留学期間を考え合わせると、その間に入明し、帰国したことになるだろう。

その他、三十六番詩、三十七番詩、四十番詩、四十一番詩、四十二番詩も、詩題から中国での作と判断できる。「天台」とは浙江省台州天台県の西にある天台宗の聖地、「四明」とは浙江省にある道教の靈山、「龍河」とは大龍翔集慶禪寺(天界寺)のことである。なお、「四明」の近くには、遭明勘合船の来航地だった寧波(浙江省東部の海岸沿いに位置している)があり、四十二番詩周辺の詩が、絶海が中国から帰国する間際に作られたものであることが推測される。「岳王の墳」は西湖の畔にあり、中国歴史上の民族的英雄、南宋の岳飛が祭られている。「趙魯山」「雲上人」「迪侍者」「猷仲微」については未詳。

つぎに詩句から判断できるものを見てみる。二十六番詩は「於越の晴峰、翠は螺を作し、銭湖の新水、碧は波を生ず」、三十番詩は「南京の書札、中峰に到る」「楚水呉山、幾方重」、三十一番詩は「百万、已に収む、燕北の馬」「長江、水冷たくして、魚龍伏し」、三十九番詩は「千年の城壘、孫劉の後、万里の塩麻、呉蜀通ず」、四十四番詩は「呉地の諸山、遊錫遍く、鄞江に一たび病みて、寄音遙かなり」、四十六番詩は「銭唐十里、香風起くる」という句があるので、明らかに中国での作である。「銭湖」とは銭塘湖、「中峰」とは中天竺寺、「孫劉」と

は呉の孫権と蜀の劉備、「鄞江」とは浙江省鄞県の東北を流れる江名である。ここで、江蘇省の北固山中に位置した甘露寺の高樓を詠んだ三十九番詩を見てみる。

三九 多景樓

北固高樓擁梵宮。樓前風物古今同。千年城壘孫劉後。万里塩麻呉蜀通。京口雲開春樹緑。海門潮落夕陽空。英雄一去江山在。白髮殘僧立晚風。

三十二番詩の「床を対して話し尽くす、十年の事、迢遞たる郷関、夢、迷はんと欲す」や、三十三番詩の「遠遊は好しと雖も、人をして老いしむ、季子嫌ふことを休めよ、二頃の田を」という句には、在明生活も十年近くに渡る絶海の、故郷日本やそこで修行する後輩たちを思いやる心情が読みとれよう。陸木氏は三十三番詩に関して、「書を封じて曾て附す、安期の鶴、歳を隔てていまだ還らず、徐福の船」という句に注目して、「蓬萊山(日本)に行つたまま帰らぬ安期生や徐福を詠うのは望郷の念からであろう」と指摘されている。「二頃の田」という語は、『史記』蘇秦伝第九に基づき、ある程度安定した生活を送ることができる田の面積をいう。四十三番詩は「同郷、豈に復た斯の人有らんや」という句から、異国で同郷の人(簡上人、伝未詳)の死を悼んだ作であることが知られる。なお、各詩の詩題に見られる「定静庵」「祚天元」「寧成甫」「端侍者」「無溢宗師」については未詳である。二十五番詩と二十七番詩の詠作状況は、その詩題や詩句からでは判然としないが、前後の作品が中国で詠まれたもので、中国で

の作と考えてよいだろう。二十五番詩の詩題の「北山」は、六番詩と同様、北山景徳靈隠禪寺のことであろうか。二十七番詩の「歌郎中」についてはよくわからない。また、三十四番詩に関しても、前後の作品との関係から中国での作と考えられるが、異説もあり、十五首連作で、『蕉叢薫』の作風や絶海の心境(禅境)を考える上で非常に重要になってくると思われるので、つきに詳しく検討してみたい。

二 「山居十五首、禅月の韻に次す」(三四)

三十四番詩はその詩題にも記されているように、禅月大師(徳隠貫休、八三二〜九一一)の「山居詩并序」(『禅月集』卷第二十三所収。二十四首連作)のなかから十五首を選んで、各詩に次韻したものである。その様相を表に纏めると、以下のようなになる。

「次韻」とは「和韻」の一種で、他人の詩と同じ韻字をその順序通りに用いて詩を作ることである。なお、絶海の禅月山居詩に次韻した理由、禅月詩に次韻する際、二十四首から十五首を選んだ基準等の問題については別稿に譲りたい。

さて、三十四番詩の詠作時期については、中国留学期説(鈴木虎雄氏・神田喜一郎氏・川口久雄氏・寺田透氏・佐々木朋子氏等)のほかに、蔭木氏が摂津隠棲期説を提唱されている。中国留学期説の根拠は、とくに提出されていない。稿者も前者の立場を採っているのだが、まず蔭木氏の根拠を検証した上で、七言律詩の配列順序に注目する以外に、二、三の根拠を提出してみたい。

絶海山居詩	禅月山居詩	韻 字
第一首目	第一首目	難・山・間・瀑・攀(上平十五刪)
第二首目	第二首目	頭・遊・樓・流(下平十一尤)
第三首目	第五首目	兼・簾・嫌・厭・厭・織(下平十四塩)
第四首目	第八首目	夷・垂・枝・池・之(上平四支)
第五首目	第十首目	通・風・中・東(上平一東)
第六首目	第十二首目	馨・苓・餅・寧(下平九青)
第七首目	第十四首目	紗・霞・槎・花・麻(下平六麻)
第八首目	第十五首目	扉・婦・暉・稀(上平五微)
第九首目	第十六首目	冥・青・經・靈・醒(下平九青)
第十首目	第十七首目	休・鷗・頭・柔(下平十一尤)
第十一首目	第十九首目	畦・西・齊・啼・溪(上平八齊)
第十二首目	第二十首目	諧・塔・崖・乘(上平九佳)
第十三首目	第二十二首目	滔・濤・高・袍(下平四豪)
第十四首目	第二十三首目	前・年・眠・天(下平一先)
第十五首目	第二十四首目	同・宮・空・窮(上平一東)

絶海は至徳元年(一三八四)六月、足利義満(一三五八〜一四〇八)に直言してその意に忤い、摂津の銭原(大阪府茨木市)や有馬の鈴羊谷(牛隠庵)に隠棲したのだが(『仏智年譜』)、蔭木氏がこの時期に

三十四番詩を詠作したとする、その主たる根拠は、第二首目にあるようである。以下に本文を引用するが、その際、この詩が次韻した禅月の原詩も列挙する。

三四 山居十五首、次禅月韻（第二首目） 絶海中津

放歌長嘯傲王侯。矮屋誰能暫俯頭。碧海丹山多入夢。湘雲楚水少同遊。濛濛空翠沾經案。漠漠寒雲滿石樓。幸是芋香人不愛。從教菜葉逐溪流。

山居詩（第二首目） 禅月

難是言休便即休。清吟孤坐碧溪頭。三間茆屋無人到。十里松門独自遊。明月清風宗炳社。夕陽秋声庾公樓。修心未到無心地。

万種千般逐水流。

蔭木氏は、首聯の「放歌、長嘯、王侯に傲り、矮屋、誰か能く暫くも頭を俯せん」について、「冒頭の『王侯』が足利義満をさすのなら、『矮屋』は羚羊谷の牛隠庵であろう」と指摘されている。また、尾聯の「幸ひに是れ芋香は人、愛せず、さもあらばあれ、菜葉、溪を逐ひて流るるを」には、懶瓚和尚(明瓚)に関する故事―唐の肅宗が、衡山(湖南省)の石室に隠居していた懶瓚の徳望を聞き、使者を遣わして呼び寄せようとしたのだが、懶瓚は牛糞で焼いた芋を鼻水を垂らしながら食べるだけで、ついに答謝しなかったという(『碧巖集』第三十四則等)―と、龍山和尚に関する故事―洞山和尚(洞山良价)が行脚して龍山(湖南省)を通りかかった時、谷川に菜葉が流れてくるのを見て、上流に道人が住んでいることを察し、山深く分け入って龍

山和尚に会い、その教えを受けたという(『五灯会元』卷第三等)―とが踏まえられているが、前者の故事引用に関して、「絶海が足利義満の召喚を拒絶する意図が読みとれる」と指摘されている。ただし、厳密に言うると、義満が絶海を再三召喚したのは、彼が羚羊谷に隠棲している時ではなく、阿波の宝冠寺に移住して後のことである(『仏智年譜』『日工集』)。瑞溪周鳳の『温泉行記』(『五山文学新集』第五卷所収)によると、羚羊谷(掛角菴・鎌倉谷・仏ヶ谷)には、絶海の隠棲した「牛隠(庵)」も含めて、六境―古剣妙快によって「千仞壁」―葉溪「鑄仏岩」龍山「牛隠」振鷲瀑」と命名された―があつたらしい。古剣の『了幻集』(『五山文学全集』第三卷所収)には、「仏谷六境」という偈頌がある。蔭木氏はそのなかで「葉溪」に注目して、第八句目はこれに基づくと考え、三十四番詩が羚羊谷での作であるという推測の有力な傍証とされている。

山居詩とは「山のなかに隠棲すること」を詠んだ詩を言うが、初期の禅僧の作品には比較的よく見られる詩材である。道元(一一〇〇、五三)や夢窓疎石(一二七五、一三五一)の例を見ると、作者(禅僧)は実際に山居して、詩を詠じたようである。山居詩の内容の傾向としては、山中における自身の心境(禅境)を表出した、いわゆる偈頌の類が多いが、また一方で、俗世間の煩わしさと山中の閑けさとを対照的に描き、山居生活を賛美したものも見受けられる。蔭木氏は、絶海の山居十五首の背景に、義満との軋轢を読み解こうとされているが、第二首目以外を見ても確固たる根拠はなく、今のところその

推定には同意できないでいる。

さて、繰り返し述べてきたように、稿者が三十四番詩を中国での作と見なすのは、『蕉堅藁』の七言律詩の配列順序によるところが大い。それ以外では、第十一首目の「此の葛洪丹井の西を愛す」という句に特に注目している。蔭木氏は、葛洪が丹砂の産地である交趾（ベトナム北部。トンキン、ハノイ地方）に向かう途中、その西方にある羅浮山（広東省増城県の東）に登って鍊丹と著述とに専念したことに注目し、「葛洪丹井の西」を鈴羊谷の仙境と解しておられる。ただし、葛洪が掘ったという井戸は中国各地に存在したらしく、たとえば顧況の「山中」〔『三体詩』¹〕所収。あるいは「越州雲門六首」と題する。『全唐詩』では朱放の作とし、「山中聽子規」と題する（という詩には「野人、自ら山中の宿を愛す。況んや是れ、葛洪が丹井の西なるを」という句があり、絶海が主に活動した呉越地方（江蘇省と浙江省）、なかでも越州（浙江省紹興県）に存したことが知られる。この詩は、蔭木氏も指摘されているが、『扶桑五山記』一・「大宋国諸寺位次」によると、絶海が禪道修行に精進した中天竺寺にも「葛洪丹井」という名勝があったようである。『釈氏稽古略』¹卷三の「三生石」の項には「果於杭州西山下天竺寺前葛洪井畔聞。云々」という記述があり、許渾には「天竺寺題葛洪井」（『全唐詩』卷五百三十所収）という詩も見受けられる。こうして見ると、絶海は実際、葛洪の井戸を目の前にして、この第十一首目を詠出したのではないだろうか。「此の」という語にも注目される。そして道元が越前永平寺、夢窓が甲斐恵林寺でそれ

それ山居詩を詠んだことを考え合わせると、絶海が中天竺寺で山居詩を詠んだ可能性はかなり高いように思われる。

また、第五首目の「憶ひ得たり、蓬萊碧海の東」という句にも注目している。「蓬萊」は『列子』¹湯問第五に、

崑崙、渤海之東、不知幾億万里、有大壑焉。（中略）其中有三山焉。一曰、岱輿。二曰、員嶠。三曰、方壺。四曰、瀛洲。五曰、蓬萊。其山、高下周旋三万里。其頂、平処九千里。山之中間、相去七万里、以為三鄰居焉。其上台觀皆金玉、其上禽獸皆純縞。珠玕之樹皆叢生、華實皆有滋味、食之、皆不老不死。所居之人、皆仙聖之種、一日一夕、飛相往來者、不可數焉。

とあるように、渤海（山東半島と遼東半島とに囲まれている）の東にあつて、不老不死の仙人が住むとされた靈山である。『中華若木詩抄』¹に採られている絶海の「98—1 制に應じて三山を賦す」（『蕉堅藁』では八十番詩）という詩には、

○徐福方事ハ、書ニヨリテ変リアリ。義楚六帖ニ載セタリ。義楚六帖、大唐ノ書也。其ノ載ヤウハ、「日本王城ヨリ東北千余里ニ山アリ。富士ト名ク。又ハ其山ヲ即チ蓬萊トモ云フ。其山高シ。三面ハ海也。山ノ頂ヨリ烟ガ日中ニ立ツゾ。上ニ諸宝アリ。昼ハ下ヘ下リ、夜ハ上ヘ上ル。常ニ音楽ノ声ヲ聞ゾ。徐福ガ此山ニ止ルゾ。ソレニヨリテ蓬萊ト云。徐福ガ子孫、今ニ秦氏ト云ゾ。（下略）

〇一二之句、熊野ハ、三山也。蓬萊ヲ三山トモ三島トモ云ゾ。蓬菜、方丈、瀛州、コノ三ツ也。三山ヲ仙山ニ比シテ云ゾ。(下略)

などの注記が見られ、始皇帝の命令で東海に不老長寿の仙菜を求めた徐福が、わが国に渡来したという話が、中国においても流布していたようである。確かに中国から見てわが国は渤海の東に位置しており、「蓬萊」と同一視する発想が生まれても、別段不思議ではないだろう。こうして見ると、絶海は中国に滞在していたからこそ、「蓬萊碧海の東」という表現を用いたのではないだろうか。そして「憶ひ得たり」とあるのも、「蓬萊」が想像上の国ではなく、母国日本を指していたからかも知れない。なお、桂庵玄樹(一四二七〜一五〇八)の『島隠集』序には、「日本国在東海之東」という記述がある。

その他、同じく第五首目の「茉莉花前、細々たる風」という句について。「茉莉はモクセイ科の常緑低木で、いわゆるジャスミンの一種である。原産地はアラビアからインドにかけての地域であるが、早くから中国に移植され、現在では世界の栽培面積の三分の二を占めている。花を早朝に摘んで乾かし、お茶に混ぜて飲まれている。主な産地は、福建、浙江、江蘇、広東の諸省である。したがって絶海が、白い茉莉花が、芳しい香りを漂わせながら風にそよぐ風景を目の当たりにしたのは、やはり中国に遊学していた時であろう。」

三 四十七番詩〜五十二番詩

・[笑山侍司の土州に還りて、親を省するに贈る]四七(

・[古心藏主の天草の旧隠に帰るを送る]四八)

・[済上人の天草に之くを送る]四九)

・[桂上人の旧隠に帰りて、諸昆を起居するを送る]五〇)

・[人の相陽に之くを送る]五一)

・[赤間関]五二)

四十六番詩で一連の中国での作が終わり、四十七番詩からは日本での作である。五十二番詩の本文を挙げる。

五二 赤間関

風物眼前朝暮愁。寒潮頻拍赤城頭。恠巖奇石雲中寺。新月斜陽海上舟。十萬義軍空寂寂。三千劍客去悠悠。英雄骨朽干戈地。

相憶倚欄看白鷗。

「赤間関」は山口県下関市の古称で、源平の古戦場としても有名である。ちなみに中巖円月の『東海一漚集』には「檀浦」という詩がある。詩中の「新月斜陽、海上の舟」「相憶ひて欄に倚りて白鷗を見る」という句は、この詩が、九州から京都へ向かう船中での作であることを示している。その航海の様子は、『魚堅菜』所収の「蔡全牛の和山上人の関西に帰るを送る詩の序」(一四二)に、

明年上人從叔父_二赴_レ京。余亦同舟而行。吟_二夜雨於蓬底_一。賦

明月於柁樓_一。泝_二乎雲濤之渺瀰_一。凌_二蛟鱈之飛涎_一。以壯_二

時之懷_一。快哉。

と記されている。と、いうことは、五十二番詩以前の詩は、絶海が九州で静養している時に詠まれたと考えることができる。

五十番詩は「冷泉津口の古蘭若」という句があるので、九州での作である。「冷泉津」は福岡県博多市の古称、「(阿)蘭若」は寺院、具体的に万松山承天寺を指摘する意見もある(蔭木氏)。前稿でも触れたように、筑前や豊後は、中国渡航の出発地として重要であり、鎌倉時代中期以来、聖福寺(筑前)、承天寺(筑前)、万寿寺(豊後)、顕孝寺(筑前)等が林立していたので、禅僧の往来も非常に盛んであった。このような事情を背景にして、四十七番詩と五十一番詩の送別(贈別)詩は詠じられたのであろう。なお、四十七番詩には「諸昆、若し南遊の事を問はば」という表現が見られ、絶海が帰国して間もない頃に作られたものであることが推測される。「南遊」とは一般的に中国に遊学することを言う。

また、五十一番詩は「西州は好しと雖も、戦塵黄なり」という句があるので、九州での作である。当時の九州の情勢は、九州探題として任地に赴いた今川了俊と、菊池氏・少貳氏・島津氏等との対立が激しく、四十九番詩の「覇国の提封、旧日に非ず」や、五十番詩の「幾般の人事、兵前に改む」という表現も、九州における南北朝の争乱を目の前にしての詠出であろう。

「古心藏主」「桂上人」については未詳。「笑山侍司」とは笑山周念のことであろうか。「済上人」に関しては、鉄舟徳濟(一三六六)を指摘する意見(入矢氏・梶谷氏)もあるが、鉄舟の没年が貞治五年なので、この時期に絶海が彼に詩を送ることは不可能である。やはり法諱の下一文字から禅僧を特定するのは聊か無理があるだろう。

四 五十三番詩

・「まさに近県に往かんとして、観中外史に留別す 時に臨川復位の訴へに因りて、宇治より江州に如く」(五三)

『蕉堅藁』には「観中を懐ふも至らず 時に臨川復位の訴へに因りて、宇治に客居す」(八六)、『絶海和尚語録』巻下には「まさに近県に往かんとして、韻を次して元章和尚に別れ奉る」という詩(偈頌)もある。夢窓派は南禅寺事件(一三六七〜六九)を境にして、龍湫周沢を中心として細川頼之(一三三九〜九二)と結んだ一派と、春屋妙葩を中心として斯波義将(一三五〇〜一四一〇)と結んだ一派とに分裂した。ちなみに絶海は春屋一派に属していた(『日工集』)。そして永和三年(一三七七)、頼之が臨川寺を「十利」から「五山」に昇位させたので、春屋一派は、同寺が夢窓派の「度弟院」(特定の門派のみが住持を独占する制度)から「十方利」(住持を迎える際、門派や法系等を問うことなく、天下の名僧を自由に招聘する制度)になる恐れがあるとして、これに激しく反対し、「十利」に復位させるように幕府に提訴したのである。

さて、夢窓派(春屋一派)が臨川寺の復位を幕府に提訴したのは永和四年(一三七八)五月十四日(『日工集』)、絶海が雲居庵(天龍寺の開山塔)に寄宿したのは翌康暦元年十月のことなので(『仏智年譜』)、その間、彼は宇治に客居し、近江に隠遁したことになる。詩中に「冬日暖かなり」「自ら春陰を恋ふ」という表現が見られるので、絶海は永和四年の冬頃、宇治から近江に行かんとして、その際に五十三番詩

を詠んだのではないだろうか。『日工集』永和五年（康暦元年）正月十四日条には、

十四日、（中略）三会同書同来曰、中津藏主今在江州袖云処、中
諦書記未詳在処、（下略）

とある。なお、「観中外史」とは観中中諦のことである。

五 五十四番〜五十九番詩

・「海棠を賦して、西山の故人に寄す 深の一字を得たり」(五四)

・「勝侍者の四州に之くを送る」(五五)

・「無文章侍者に贈る」(五六)

・「蕉自南の新居に詩有りて寄せらる。聊か其の韻を用ひて之に答ふ」(五七)

・「希南上人の信陽に帰りて、親を省するを送る」(五八)

・「列侍者を送る」(五九)

五十四番詩について。惟忠通恕の『雲壑猿吟』にも「賦海棠寄故人得何字」という詩があり、絶海や惟忠が、京都の某所で行われた詩会において、抽籤によって韻脚の文字を与えられ、即席に海棠の詩を詠んだことが知られる。「西山」とは洛西の嵯峨の辺りを言うが、具体的には天龍寺あるいは西山西禅寺のことであろうか。

五十五番詩の序文にはつぎのようにある。

古幢勝上人嘗奉_二左相府之旨_一。來從_レ余而遊。精修通敏篤学不_レ倦。比有_二會祖母_一就_二養四州_一年登_二期頤_一。痛念_二上人_一心不_二少

積_一。故以_二嚴君元戎公之召_一。往而寧焉。夫仏氏之道尚_レ孝固具矣。今之行也豈曰_二世礼_一乎。於是作_二唐詩一章以_レ壯_二其行色_一云。

詩題に「勝侍者」とあり、序文に「古幢勝上人」とあるのは古幢周勝（夢窓）不遷法序「古幢、一三七〇〜一四三三」、左相府とは足利義満、「元戎公」とは細川頼之のことである。古幢は京都の清水谷家の出身で、管領細川頼之の猶子である。以前義満の命令で絶海の許で修行したことがあったのだが、この度、四国で養生している百歳近くの曾祖母が、甚だ古幢に会いたがっているというので、父頼之の命令もあつて、里帰りして安心させることになった。したがって、絶海は送行の詩（偈）、すなわちこの五十五番詩を作成したのである。ところで、義堂周信（一三二五〜八八）にも「勝侍者を送る」(『空華集』卷第十所収)という詩があり、その詩後の自注に、

山中周勝侍者。言別將往四州。蓋以赴總管府公桂殿大居士之招也。一時英納輩咸榮其行為歌詩贈焉。上人本貫京師。天資沈靜寡言。慈聖老人字曰古幢。以去歲秋侍予客。應對進止可觀焉。今以其請切。勉為禪詩贈別祝其速帰云。至德丙寅春住御前南禪義堂。

と記されている。文末に「至德丙寅春」とあるので、絶海が五十五番詩を作ったのも同時期で、等持寺の住持を勤めていた頃ではないかと思われる。「総管府公桂殿大居士」とは細川頼之、「慈聖老人」とは龍湫周沢、「至德丙寅」は至徳三年（一三八六）にあたる。

また、五十九番詩の序文には、

俊列書状將_レ還_ニ甲州。求_レ語以為_ニ途中之警。蓋以親老兄亡。

其行不可_レ式退_ニ也。老漢懼_ニ夫宴安廢_レ業往而忘_レ歸。於是勉

成_ニ一語。惜_ニ其去_レ而趣_ニ其來_ニ云。

とある。詩題に「列侍者」、序文に「俊列書状」とあるのは、絶海の法嗣星岩俊列(一三七八〜一四五二)のことである。書状侍者である星岩が、親が年老い、兄が亡くなったので、甲州に帰るといふ。したがって、絶海は送行の詩(偈)、すなわちこの五十九番詩を作成した。星岩が絶海に仕えていたのは、星岩の生年や、序文中に「老漢」、詩中に「白髮」「老境」という語が用いられていることなどを考慮すると、絶海が晩年、京都で大寺院の住持を勤めていた頃であろう。おそらくは相国寺に住していた頃ではないだろうか。

五十六番詩、五十七番詩、五十八番詩の詠作状況は、その詩題や詩句からでは判然としないが、五十五番詩と五十九番詩が京都で詠まれたものなので、その間に位置する三首もまた、京都での作と考えてよいだろう。「無文章侍者」とは無文梵草、「蕉自南」とは自南聖蕉、「希南上人」については未詳である。

六 六十番詩く六十八番詩

・[古河の裸言 五首(六〇)]

・[諒信元の至るを喜ぶ(六一)]

・[韻を次して聳太初の寄せらるるに答ふ 二首 太初、時に小山に

在り(六一)]

・[韻を壺隠亭に次す(六三)]

・[韻を栢樹心に次す(六四)]

・[松上人の絵州に帰るを送る(六五)]

・[端介然の京に上るを送る(六六)]

・[復無已の京に帰るを送る(六七)]

・[宥寛仲に寄す(六八)]

最初に述べたように、稿者はかつて、拙稿「絶海中津の関東再遊について」のなかで、六十番詩く六十八番詩の詠作状況について考えたことがある。その結果、絶海が永徳二年(一三八二)十一月に甲斐の恵林寺を退いて、翌三年五月に同国の勝善寺に入るまでの間に関東に再遊し、六十番詩く六十三番詩は古河(茨城県古河市)周辺で、六十四番詩く六十八番詩は鎌倉周辺でそれぞれ詠んだということを指摘した。「端介然」とは介然中端、「諒信元」「聳太初」「栢樹心」「松上人」「復無已」「宥寛仲」については、『空華集』に名前が見られる禅僧もあるが、よくわからない。

おわりに

以上、今回は『蕉堅墓』の七言律詩(二三く六八)を見てきた。前回同様、二十五番詩、二十七番詩、五十六番詩、五十七番詩、五十八番詩等のように、その詠作状況が判然としないものも含まれていたが、絶海自身が作品を厳選、推敲したこと、前後の作品との関係

などを勘案して、二十三番詩く四十六番詩は中国での作、四十七番詩く五十二番詩は九州での作、五十三番詩は近江(宇治)での作、五十四番詩く五十九番詩は京都での作、六十番詩く六十八番詩は関東での作と結論付けるにいたった。なかでも『山居十五首』(三四)を中国、それも中天竺寺での作と限定することができたことは、今後絶海研究を進めていく上でも、かなり有意義であるように思われる。

なお、五言律詩が詠作年代順に整理されていたのに対して、七言律詩は詠作場所によっては整理されているものの、京都での作(五四く五九)と関東での作(六〇く六八)との間に、詠作時期が前後する作品があることが注意される。次稿でも引き続き、『蕉堅麁』の作品配列を見ていくつもりである。絶海の作品配列に対する意識に関しても、追々明らかにしていきたい。

〔注〕

(1) 拙稿「絶海中津の関東再遊について」、『国文学攷』第一六三号、

平十一・九。

(2) 引用は建仁寺兩足院藏本(寛文九年刊)による。

(3) 両書の引用は『統群書類従』第九輯下による。

(4) 『全室和尚語録』巻中によると、季潭宗勸が中天竺寺に入院したのは洪武元年(応安元年、一三六八)四月十五日のことである。

そして洪武四年(応安四年、一三七七)正月二十五日に徑山、翌

五年には、太祖の勅命によって天界寺に住した。

(5) 駒沢大学図書館編『新纂禅籍目録』(日本仏書刊行会、昭三七)によると、『全室外集』の諸本には、室町時代覆明刊本(五山版)も存在する。川瀬一馬氏『五山版の研究』上巻(日本古書籍商協会、昭四五)には、

「全室外集」(九卷二冊)は明刊本を覆刻しているが、その版式から推して南北朝極末期と思われる。さすれば、本書などは新渡の明刊本を直ちに覆刊したということになる。

(下略)

(一九五頁)

という記述がある。したがって二十三番詩が、『全室外集』がわが国に将来されて後に詠まれた可能性も考え得る。が、同詩が『蕉堅麁』の七言律詩の冒頭にあり、それ以後中国での作が続くことから、中国で詠まれたと考えてよいだろう。

(6) 玉村竹二氏『五山文学』(日本歴史新書、至文堂、昭三〇)、九二く一〇六頁参照。

(7) 引用は辻善之助氏『空華日用工夫略集』(太平洋社、昭一四)による。

(8) 『日工集』永和三年九月廿二日条に、

廿二日、道可臧主至、近回自江南、説云、近年大明禁日本僧行脚、皆集在天界寺、不許妄出入及看俗書等、

とあり、当時、中国では日本僧の行脚が禁止され、天界寺に集められていたことがわかる。

(9) 四十六番詩の詩題の「戒壇」を河北省宛平県にある山名と解す

る説(蔭木氏)もある。

(10) 引用は四部叢刊所収本による。

(11) 蔭木氏は、雪峰義存が徳山宣鑑に参じようとした時、谷川に菜葉が流れてくるのを見て、上流にある徳山の道場は物を粗末にするので、つまらないと思ひ込み、一旦帰りかけたのだが、一人の僧がその菜葉を追いかけてきたので、思い返して徳山に師事したという故事を指摘されているが、稿者の管見には入っていない。なお、『湯山聯句鈔』には「²⁷⁰ 危橋、丁字小さし、刺水、菜花流る」という句に対して、「菜葉ノ従流ト云ハ、溪河ナンドニ、山ノ奥ニ寺アリトハ知ラズシテ、水ニ菜ノ葉ガ浮イテ流時、サテハ奥ニ有レ寺ト知ルゾ。菜花モ、菜葉ノ心ゾ」という注記が付されている。

(12) 道元の「山居十五首」(『永平広録』巻第十所収)は、第十首目に「越州にて九度、重陽を見る」という句があるので、永平寺の住持を勤めている時に詠まれたものである。また、『夢隠正覚心宗普濟国師年譜』(春屋妙葩編)の元弘二年条には、

春。又往恵林。和古航韻作山居偈十首。其一曰。青山幾度
變黄山。浮世紛紜総不干。眼裏有塵三界窄。心頭無事一林
寛。餘見本録。(下略)

とあり、夢窓の「山居韻十首贈古航和尚」(『夢窓国師語録』巻下所収)が、元弘二年(一一三三)の春、甲斐の恵林寺に再住した時に詠まれたものであることがわかる。

(13) 引用は村上哲見氏『三体詩』一(中国古典選29、朝日新聞社、昭五三)による。

(14) 引用は『已統選輯 史伝部』三(新文豊出版公司印行)による。

(15) 注(12)参照。

(16) 引用は小林信明氏校注『列子』(新釈漢文大系22、明治書院、昭四二)による。

(17) 引用は大塚光信氏・尾崎雄二郎氏・朝倉尚氏校注『中華若木詩抄 湯山聯句鈔』(新日本古典文学大系53、岩波書店、平七)による。

(18) 引用は『統群書類従』第十二輯下による。

(19) 『日本大百科全書』11(小学館、昭六一)参照。

(20) 川添昭二氏『中世九州の政治と文化』(文献出版、昭五六)、一五六〜七〇頁参照。

(21) 玉村氏『夢窓国師』(サーラ叢書、平楽寺書店、昭三三)、三〇四〜二〇頁参照。

(22) 引用は『五山文学全集』第二巻による。

〔付記〕

資料の閲覧に際してご厚情を賜った建仁寺両足院住職の伊藤東文老師に厚くお礼申し上げます。

——あさくら・ひとし、広島大学大学院博士課程後期在学——